EDINET提出書類 ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(E09111)

変更報告書(特例対象株券等)

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.1

【根拠条文】 法第27条の26第2項第1号

【氏名又は名称】 弁護士 森下 国彦

【住所又は本店所在地】 〒100-8136

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【報告義務発生日】2025年11月14日【提出日】2025年11月21日

【提出者及び共同保有者の総数

(名)】

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと及び単体株券等保有割合が1%以上減少

したこと。

2

## 第1【発行者に関する事項】

- :	- 17010 H 1707 - 0 712	
	発行者の名称	株式会社KOKUSAI ELECTRIC
	証券コード	6525
	上場・店頭の別	上場
	上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(パートナーシップ)
氏名又は名称	ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(Baillie Gifford & Co)
住所又は本店所在地	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

#### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

#### 【法人の場合】

設立年月日	1908年1月1日
代表者氏名	グラント・ミークル
代表者役職	マネージャー
事業内容	投資運用業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 膝舘 朗人
電話番号	03(6775)-1780

## (2)【保有目的】

投資一任契約に基づき、顧客資産で本件株式を保有している。

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			3,816,100
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	0	Р	Q 3,816,100
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		3,816,100
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年11月14日現在)	V 238,115,614
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	1.60
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	3.29

## (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

## 2【提出者(大量保有者)/2】

## (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited)

変更報告書(特例対象株券等)

住所又は本店所在地	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

### 【法人の場合】

設立年月日	1983年9月29日
代表者氏名	グラント・ミークル
代表者役職	マネージャー
事業内容	投資運用業

#### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 膝舘 朗人
電話番号	03(6775)-1780

## (2)【保有目的】

投資一任契約に基づき、顧客資産で本件株式を保有している。

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

### 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,230,800
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		M

変更報告書 (特例対象株券等)

他社株等転換株券	G		N	
合計(株・口)	0	Р	Q	2,230,800
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т			2,230,800
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

#### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年11月14日現在)	V	238,115,614
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.94
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		2.10

#### (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 1【提出者及び共同保有者】
- (1) ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(Baillie Gifford & Co)
- (2) ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド(Baillie Gifford Overseas Limited)

### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

#### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			6,046,900
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			

ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(E09111)

変更報告書 (特例対象株券等)

株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 6,046,900
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		6,046,900
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年11月14日現在)	V	238,115,614
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		2.54
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.39

# (3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパ ニー(Baillie Gifford & Co)	3,816,100	1.60
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・ リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited)	2,230,800	0.94
合計	6,046,900	2.54